十保企第　　　４０１０　　 　号

令和４年（202２年）２月１４日

各医療法人理事長　様

北海道帯広保健所長

（北海道十勝総合振興局保健環境部長）

医療法人の事業報告書等の届出事務の電子化にかかる調査について （依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 医療法人の事業報告書等（※）につきましては、医療法（昭和23年法律第205 号）第52条第１項の規定により毎会計年度終了後３月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされています。 この事業報告書等について、「経済財政運営と改革の基本方針２０２1」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年６月 18 日閣議決定）の方針を踏まえ、電子化を進めることとしています。その一環として令和４年度から「医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）」を利用した電子媒体での届出を可能とする予定です。 現在、G-MISのシステム改修等を進めているため、手続きの詳細は追ってご連絡いたしますが、まずは医療法人において G-MIS の利用を可能とするために必要な情報を把握させていただきますので、令和4年（2022年）2月２１日（月）１３時までに報告をお願いします。***なお、期限までに報告がない場合はアップロードによる事業報告書等の届出希望を無とし医療法人リスト （調査票）の医療法人番号、名称のみの報告として取扱います。***

　　１．報告方法

　　　十勝総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課地域医療薬務係のホームページ（https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/iyaku/iyakutuutiyou.html）から調査票をダウンロードし、記載要領にしたがって記入し下記報告先メールアドレスあてに送付いただきますようお願い致します。

　　２．注意事項

本調査は、引き続き紙媒体での届出を希望する医療法人を含め、**全ての医療法人が対象**となります。令和４年度以降もこれまでの紙媒体での届出は可能です。アップロードによる事業報告書等の届出希望有でメールにより報告が困難な場合は御連絡をお願いします。

(※)医療法第51条第１項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。) との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、同項第２号に掲げる監事の監査報告書及び同項第３号の公認会計士等の監査報告書

報告先　保健行政室企画総務課　地域医療薬務係　佐藤

　　　　　　　　　　　　　　　　〒080－8588　帯広市東３条南３丁目１

　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：０１５５－２７－８６３５

ＦＡＸ：０１５５－２５－０８６４

　　　　　　　　　　　　　　　　　Mail：satou.kaede@pref.hokkaido.lg.jp